

## 浜松市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律事務取扱要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする

#### (用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、法に定めるところによる。

### 第2章 特定建築物の建築主の基準適合義務

#### (特定建築物に係る基準適合命令等)

第4 法第14条第1項の規定による命令は、別記様式第1号の命令書により行うものとする。  
2 法第14条第2項の規定による通知は、別記様式第2号の通知書により行うものとする。

#### (住宅部分に係る結果の通知)

第5 次の各号のいずれかにおける建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）の副本の返却は別記様式第3号により行うものとする。  
一 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合（市長に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した場合に限る。）  
二 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合（法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合に限る。）  
三 法第13条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合（市長に建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した場合に限る。）  
四 法第13条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合（法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合に限る。）

#### (住宅部分に係る指示等)

第6 法第16条第1項の規定による指示は、別記様式第4号の指示書により行うものとする。  
2 法第16条第2項の規定による命令は、別記様式第5号の命令書により行うものとする。  
3 法第16条第3項の規定による協議は、別記様式第6号の協議書により行うものとする。

#### (特定建築物に係る報告)

第7 第4又は第6に基づく指示等を受けた者は、その指示等に係る報告は、別記様式第7

号の報告書により行うものとする。

第3章 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置  
(届出書等の確認の結果)

第13 次の各号のいずれかにおける建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出又は通知があった場合において、副本の返却は別記様式第8号により行うものとする。

- 一 法第19条第1項前段又は法附則第3条第2項前段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出
- 二 法第19条第1項後段又は法附則第3条第2項後段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出
- 三 法第20条第2項前段又は法附則第3条第8項前段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知
- 四 法第20条第2項後段又は法附則第3条第8項後段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知

(建築物の建築に関する届出等に係る指示等)

第14 法第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定による指示は、別記様式第9号の指示書により行うものとする。

- 2 法第19条第3項又は法附則第3条第4項の規定による命令は、別記様式第10号の命令書により行うものとする。
- 3 法第20条第3項又は法附則第3条第9-8項の規定による協議は、別記様式第11号の協議書により行うものとする。

(指示等に係る報告)

第15 第14に基づく指示等を受けた者は、その指示等に係る報告は、別記様式第12号の報告書により行うものとする。

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定  
(建築物エネルギー消費性能向上計画の通知)

第19 法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への計画の通知は、別記様式第13号の計画通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第20 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る計画が、法第30条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は同法第30条第6項の規定により認定できない場合の通知については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第14号の不認定通知書
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が基準に適合しないと認める場合又は認定

できない場合 別記様式第 15 号の不認定通知書

( 認定建築主に対する報告の徴収 )

第21 法第32条の規定による認定建築主に対する建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、別記様式第16号の報告請求書により行うものとする。

2 前項に基づく報告の請求を受けた者は、その請求に係る報告は、別記様式第 17 号の報告書により行うものとする。

( 認定建築主に対する改善命令 )

第22 法第33条の規定による認定建築主に対する改善命令は、別記様式第18号の改善命令書により行うものとする。

( 認定の取消し )

第23 法第34条の規定により認定を取り消す場合は、別記様式第19号の認定取消通知書により行うものとする。

2 前項により認定を取り消された場合にあっては、認定建築主は、法の規定に基づく認定通知書を知事に返却するものとする。

第 5 章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定

( 不認定通知書 )

第24 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に係る建築物のエネルギー性能が法第36条第 2 項に規定する基準に適合しないものであると認める場合は、別記様式第20号の不認定通知書により通知するものとする。

( 認定の取消し )

第25 法第37条の規定により認定を取り消す場合は、別記様式第21号の認定取消通知書により行うものとする。

2 前項により認定を取り消された場合にあっては、建築物の所有者は、法の規定に基づく認定通知書を市長に返却するものとする。

( 基準適合認定建築物に係る報告 )

第26 法第38条第 1 項前段の規定による基準適合認定建築物( 法第36条第 3 項に規定する基準適合認定建築物をいう。以下同じ。 )の所有者に対する建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告の請求は、別記様式第22号の報告請求書により行うものとする。

2 前項に基づく報告の請求を受けた者は、その請求に係る報告は、別記様式第 23 号の報告書により行うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 14 条第 1 項の規定による命令書

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項の規定に違反している事実があると認めるため、同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

- 1 . 提出年月日 年 月 日  
2 . 建築場所  
（命令の内容）  
（是正期限）  
（備考）

様式第 2 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 14 条第 2 項の規定による通知書

第 号  
年 月 日

国等の機関の長 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項の規定に違反している事実があると認めるため、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、当該違反を是正するために必要な措置をとることを要請します。

記

1. 提出（通知）年月日 年 月 日
2. 建築場所

（要請の内容）

（備考）

様式第3号

建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）の副本の送付について

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）を受領しましたので、副本を返却します。

なお、内容を確認した結果は下記のとおりです。

記

1. 提出（通知）年月日 年 月 日（ 第 号）
2. 提出（通知）の別

法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合	
市長に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した場合	
法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合	
法第13条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合	
市長に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した場合	
法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合	

3. 建築場所
4. 建築物又はその部分の概要
5. 建築物エネルギー消費性能基準への適合状況

・ 基準適合 基準不適合

基準不適合の場合は、基準適合に向けた再検討をお願いします。

様式第 4 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 16 条第 1 項の規定による指示書

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置をとることを指示します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所  
（指示の内容）  
（修正期限）  
（備考）



様式第 5 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 16 条第 2 項の規定による命令書

第 号  
年 月 日

提出者 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置をとることを 年 月 日付け 第 号の指示書により指示したところです。

しかし、年 月 日現在、変更その他必要な措置がとられたことが確認できません。つきましては、変更その他必要な措置をとることを命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1 . 提出年月日 年 月 日

2 . 建築場所  
（命令の内容）  
（修正期限）  
（備考）

様式第 6 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 16 条第 3 項の規定による協議書

第 号  
年 月 日

国等の機関の長 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置について協議を求めます。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

（協議の内容）

（備考）

様式第7号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項前段の規定に基づく  
報告書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

報告者 印

年 月 日付け 第 号により 指示  
命令  
協議 を受けた内容について、  
報告します。

記

(報告の内容)

受付欄	特記欄

- 注意
- 1 印の欄には、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 4 指示・命令・協議について、不要な箇所は二重線で消してください。

様式第 8 号

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の副本の送付  
について

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長

別添の届出書及び添付図書に記載の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び  
設備に関する計画を受理しましたので、副本を返却します。

なお、内容を確認した結果は下記のとおりです。

記

1. 届出（通知）年月日 年 月 日（ 第 号）

2. 届出（通知）の別

法第 19 条第 1 項前段又は法附則第 3 条第 2 項前段の規定による計画の届出	
法第 19 条第 1 項後段又は法附則第 3 条第 2 項後段の規定による計画の届出	
法第 20 条第 2 項前段又は法附則第 3 条第 8 項前段の規定による計画の通知	
法第 20 条第 2 項後段又は法附則第 3 条第 8 項後段の規定による計画の通知	

3. 建築場所

4. 建築物又はその部分の概要

5. 建築物エネルギー消費性能基準への適合状況

・基準適合          ・基準不適合          ・評価対象外

基準不適合の場合は、基準適合に向けた再検討をお願いします。

様式第9号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項  
又は附則第3条第3項の規定による指示書

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長 印

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置をとることを指示します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 提出（通知）年月日 年 月 日
2. 建築場所  
（指示の内容）  
（修正期限）  
（備考）

様式第 10 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 3 項  
又は附則第 3 条第 4 項の規定による命令書

第 号  
年 月 日

建築主 様

浜松市長 印

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置をとることを 年 月 日付け第 号の指示書により指示したところです。

しかし、年 月 日現在、変更その他必要な措置がとられたことが確認できません。つきましては、変更その他必要な措置をとることを命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1 . 提出年月日 年 月 日

2 . 建築場所  
( 命令の内容 )  
( 修正期限 )  
( 備考 )

様式第 11 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 20 条第 3 項  
又は附則第 3 条第 9 項の規定による協議書

第 号  
年 月 日

国等の機関の長 様

浜松市長 印

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるため、変更その他必要な措置について協議を求めます。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

( 協議の内容 )

( 備考 )

様式第 12 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 21 条第 1 項前段  
又は附則第 3 条第 10 項前段の規定に基づく報告書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

報告者 印

年 月 日付け 第 号により 指示  
命令  
協議 を受けた内容について、  
報告します。

記

( 報告の内容 )

受 付 欄	特 記 欄

- 注意
- 1 印の欄には、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 4 指示・命令・協議について、不要な箇所は二重線で消してください。



様式第13号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第3項の規定による計画の  
通知書

第 号  
年 月 日

建 築 主 事 様

通知者官職氏名

申請者氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

受 付 欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

様式第14号

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、下記の理由により、同法第30条第 1 項の規定に基づく認定をしないこととしたので、通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 申請年月日

2. 申請に係る建築物の位置

3. 理由

法律第 30 条第 1 項第 1 号の基準（誘導基準）に適合しないため	
法律第 30 条第 1 項第 2 号の基準（基本方針）に適合しないため	
法律第 30 条第 1 項第 3 号の基準（資金計画）に適合しないため	
建築基準法第 18 条第 14 項の規定による通知書を受けたため	

建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、下記の理由により、同条第 2 項において準用する同法第30条第 1 項の規定に基づく認定をしないこととしたので、通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 理由

法律第 30 条第 1 項第 1 号の基準（誘導基準）に適合しないため	
法律第 30 条第 1 項第 2 号の基準（基本方針）に適合しないため	
法律第 30 条第 1 項第 3 号の基準（資金計画）に適合しないため	
建築基準法第 18 条第 14 項の規定による通知書を受けたため	

様式第 16 号

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の  
向上のための建築物の新築等の状況に関する報告請求書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

下記の認定をした建築物の状況について、下記のとおり報告するよう、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 32 条の規定により、請求します。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める事項
6. 報告の提出先
7. 報告の期限

様式第 17 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 32 条の規定に基づく報告書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

報告者 印

年 月 日付け 第 号により報告の請求を受けた内容について、  
報告します。

記

( 報告の内容 )

受付欄	特記欄

- 注意 1 印の欄には、記入しないでください。  
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。  
3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

改善命令書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 33 条の規定により、命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
- 3 . 認定建築主の氏名又は名称
- 4 . 認定に係る建築物の位置
- 5 . 改善すべき事項
- 6 . 改善措置の期限

様式第 19 号

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 計画の認定を取り消す理由

様式第20号

建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

浜松市長 印

建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定により申請のあった建築物について、下記の理由により、同条第 2 項の規定に基づく認定をしないこととしたので、通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 申請年月日

2. 申請に係る建築物の位置

3. 理由



様式第 21 号

基準適合認定建築物に係る認定の認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 37 条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日
3. 基準適合認定建築物の所有者氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 計画の認定を取り消す理由

様式第 22 号

基準適合認定建築物に係る報告請求書

第 号  
年 月 日

建築物の所有者 様

浜松市長 印

下記の認定をした基準適合認定建築物の状況について、下記のとおり報告するよう、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 38 条第 1 項前段の規定により、請求します。

記

- 1 . 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号
- 2 . 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日
- 3 . 基準適合認定建築物の所有者氏名又は名称
- 4 . 認定に係る建築物の位置
- 5 . 報告を求める事項
- 6 . 報告の提出先
- 7 . 報告の期限

様式第 23 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 38 条第 1 項前段の規定に基づく報告書

第 号  
年 月 日

浜松市長 様

報告者 印

年 月 日付け 第 号により報告の請求を受けた内容について、  
報告します。

記

( 報告の内容 )

受付欄	特記欄

- 注意
- 1 印の欄には、記入しないでください。
  - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 3 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。